



薬食安発 1121 第 6 号
平成 25 年 11 月 21 日

各都道府県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底
について

抗インフルエンザウイルス薬投与後の異常行動の発現につきまして、平成 25 年 10 月 28 日に開催された薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、新たに得られた情報も踏まえ評価され、これまでと同様の注意喚起を引き続き徹底することが適当とされました。

このため、厚生労働省ホームページの「平成 25 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」の「インフルエンザ Q & A」で異常行動について別紙の内容の注意喚起を引き続き実施するとともに、関係製造販売業者あて、これまでと同様の注意喚起を引き続き徹底するよう指示しましたのでお知らせします。

なお、貴職におかれても、これらの Q & A を活用し、インフルエンザ罹患時の対応についての注意喚起に御協力いただけますよう、お願いします。

（参考情報）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

（平成 25 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

（インフルエンザ Q&A）

